

(別添 1)

「運転免許証の代理返納を認めてほしい」

1 行政相談の要旨

私は、**高齢で入院中**のため、家族に**委任状**を持たせ免許証の**自主返納申請**に行かせたが、運転免許センターから、本人による申請のみが認められており、**代理人による返納申請**（以下「代理返納」という。）は**受理できない**と言われた。

高齢者の自主返納を**積極的に奨励**しながら、**代理返納を認めない**とする**警察の対応に納得できない**ので、代理返納を認めてほしい。

<平成 29 年 7 月 26 日受付事案>

2 制度の仕組み等

(1) 道路交通法

代理返納について、道路交通法第 104 条の 4 は、**免許を受けた者**が、その者の住所地を管轄する**公安委員会に免許の取消しを申請**することが**できる**と規定

(申請による取消し)

第 104 条の 4 免許を受けた者は、その者の住所地を管轄する公安委員会に免許の取消しを申請することができる。この場合において、その者は、第八十九条第一項及び第九十条の二第一項の規定にかかわらず、併せて、当該免許が取り消された場合には他の種類の免許（取消しに係る免許の種類ごとに政令で定める種類のものに限る。）を受けたい旨の申出をすることができる。

2 前項の規定による申請を受けた公安委員会は、政令で定めるところにより、当該申請に係る免許を取り消すものとする。

<3~7 略>

(2) 警察庁通知

平成 27 年 6 月に改正された道路交通法の法案を審議した**衆議院内閣委員会**において、「運転免許の自主返納制度について、その周知や相談体制の充実等を図る」等を内容とする**附帯決議**が付されたことから、警察庁では**運転免許の取消しを申請しやすい環境の整備を一層推進**するため、以下の事項について推進されたいとする警察庁交通局運転免許課長通知(平成 27 年 8 月 5 日警察庁丁運発第 188 号。以下「警察庁通知」という。)を警視庁交通部長及び各道府県警察本部長等(以下「各県警等」という。)宛て発出

① 申請取消し及び運転経歴証明書制度の**周知徹底**

② 申請取消しに関する**相談体制の整備**等

③ **申請者の状況**（日曜日窓口、**代理人**、訪問）**に応じた申請の受理**

上記③については、申請者において**窓口に来所**することが**困難**であるが、**家族等が本人に代わって来所**することが可能である場合に対応するため、申請者から**委任を受けた代理人による申請を受理**するとされており、この場合、**代理人の本**

人確認を行い、委任状の提出を受けるほか、窓口において申請の受理に際して行っている i 申請者の意思に基づく申請 であること、ii 取消しにより自動車等の運転はできなくなること、iii 道路交通法施行令第 39 条の 2 各号のいずれにも該当しないこと等の確認に代わるものとして、申請者本人が上記事項を確認し、自らの意思により申請したことを明らかにする書類の提出を受けるなど、法令の規定による手続を担保するとともに、申請者の意思に反して運転免許を取り消すこととならないような措置を講ずることとされている。

3 免許証返納の現状

(1) 熊本県内の申請取消件数

平成 28 年中における熊本県内の申請取消件数は、3,659 件で、そのうち 65 歳以上の高齢者は、3,492 件 (全体の 95.4%) となっており、5 年前 (平成 24 年) の 1,348 件から 約 3 倍の大幅な伸び。

区分	H24	H25	H26	H27		H28	
				全体	うち65歳以上	全体	うち65歳以上
熊本県 (割合)	1,348 100	1,623 120.4	2,135 158.4	2,938 218.0	2,770 -	3,659 271.4	3,492 -
全国 (割合)	117,613 100	137,937 117.3	208,414 177.2	285,514 242.8	270,159 -	345,313 293.6	327,629 -

(注)本表は、運転免許統計(警察庁交通局運転免許課)から引用

(2) 他県の導入状況

<佐賀県警における導入 (H29.11.1) 経緯等>

佐賀県では、近年、運転免許の自主返納が急激に増加しており、運転経歴証明書による特典の充実がその要因と推測 (タクシー券の補助、佐賀市営バス半額など)

また、代理人による返納についても、「警察署が遠く、交通手段がない」、「窓口に行くのが難しいので代理人でもできるようにしてほしい」等の声があり、身体が不自由だったり交通手段がなかったりした人が返納できずに免許を失効し、運転経歴証明書を交付できないケースが複数あったことから代理申請 (返納) の導入を決定

申請は、県運転免許センターと県内 10 警察署で受け付け (当面は、平日のみ)、代理人は原則として親族としているが、親族以外に身寄りがない場合は、返納を希望する人が入居している特別養護老人ホームなどの介護施設の管理者でも申請でき、高齢者や身体の不自由な人が運転免許を自主返納しやすい環境を

整備（導入初月の11月は、21件の代理申請を受理：全体の1割弱）

導入して一月ではあるが、現在までにトラブルの話は聞いていないとし、代理申請を含めた自主返納の推進には、自治体による交通支援策（運転経歴証明書による各種支援）が有効としている（佐賀県警察本部運転免許課）。

【代理申請に必要なもの】

- ① 委任状兼確認書
- ② 代理人誓約書
- ③ 代理人の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）
- ④ 申請者本人の運転免許証（有効期限内）

なお、平成29年11月21日付け毎日新聞の記事によると、警察庁への取材結果として、警察庁通知の運用は各県警等に委ねられており、全国では30の都道府県で代理人による返納が認められ、九州でも佐賀、長崎、宮崎及び鹿児島の各県警察本部（以下「県警」という。）が代理人による返納を認めている一方、大分県警のように「本人の意思確認が難しい」として導入に慎重な県警もあるとしている。

4 行政苦情救済推進会議の主な意見

上記の他県等の状況を踏まえ、熊本行政苦情救済推進会議において意見を聴取した結果、その概要は、次のとおりである。

- (1) 運転免許の代理返納については、衆議院附帯決議を受けた警察庁通知において、代理人による申請を受理することとされており、熊本県においてもその趣旨に沿って実施するべきである。
- (2) 代理返納に伴うトラブルを回避するため、代理誓約書に「不服申立を行わない」等とする公安委員会の責任を免除する文言を入れる方法や、電話で本人への意思確認を行うことも考えられる。
- (3) 運転免許証の返納のために免許センターまで出向かなければならず、面倒であるという認識も強い。また、移動手段が困難な高齢者等のために、i) 最寄りの交番での返納手続を可能にする、ii) 郵送による返納手続を可能とする方法などが取ればよい。
- (4) 家族が申請するとトラブルの原因となるため、民生委員、ケアマネージャーなど第三者が本人の意思を確認して代理申請できるようにするべきである。
- (5) トラブルは、本人の意思に反しているケースであるが、これは、この案件に限らず、一般的に代理人による行為は、常にこの種のトラブルは付きものであり、代理制度の中に内在する問題である。
- (6) 相談内容には合理性があり、全国でも代理返納を認めている都道府県が30にも上るため、熊本県警もより積極的に対応するべきである。
- (7) 代理申請を含めた自主返納は、高齢者による交通事故を防ぐというのが目標で

あり、高齢者は自県に限らずどこでも運転できるのであるから、自分の都道府県だけで事故を防ぐという問題ではなく、各県警がバラバラではおかしいし、全体の政策の中で統一的な取組が求められる事柄であり、警察庁から各公安委員会に指導を強化してもらうことも必要である。

- (8) 自主返納に伴う特典（支援策）の周知不足も課題であり、そのPRについてもより積極的に取り組むべきである。

5 参考連絡事項

運転免許の代理返納については、衆議院附帯決議を受けた警察庁通知による「申請者の状況に応じた申請の受理」の取組を推進する必要があること、また、全国的に導入が進んでいる現状から、熊本県警も代理返納によるトラブルやリスクを回避する手段（医師・ケアマネージャー等第三者による本人の意思確認の担保、不服申立てを認めないとすることや親族間の訴訟は責任を負わないことを誓約書に明記する等）を講じつつ、申請者やその家族等の負担軽減（郵送や最寄りの交番等による受理）に配慮した代理返納の導入について検討する必要がある。併せて、自主返納に伴う特典（支援策）の周知についても一層積極的に取り組むべきである。